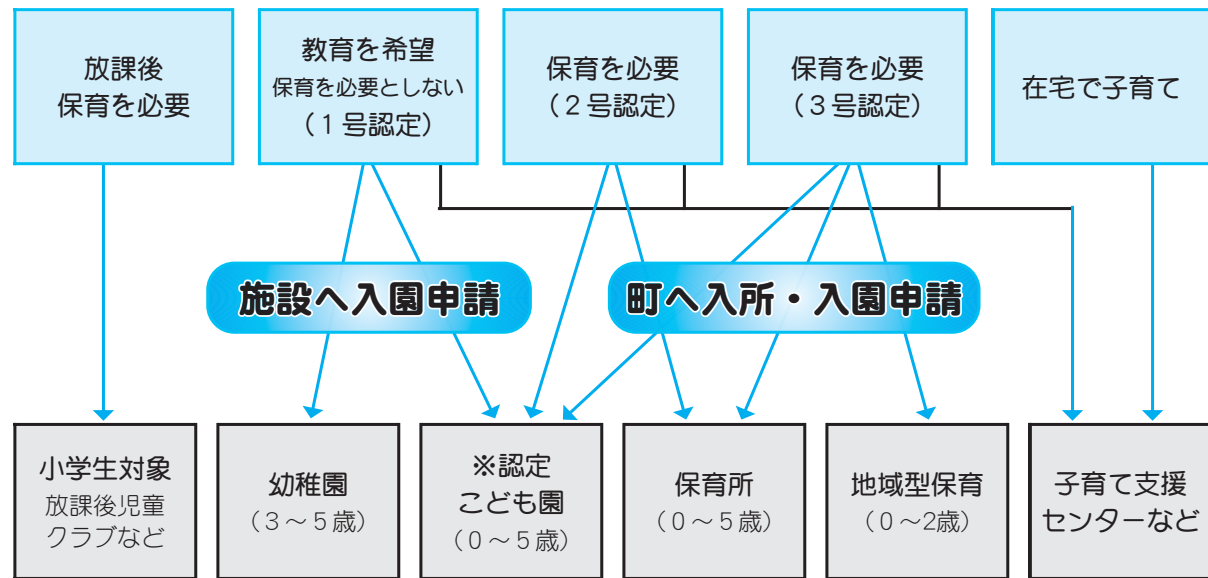


新制度での子育てサービスのイメージ

町の支給認定区分を受けた後の利用手続きは以下のとおりです。



子ども・子育て新制度がスタートします！

国の子育てに関する制度が来年度から変更になることに伴い、今月号ではその新制度の内容と町の取り組みについてお知らせします。

※詳細についてはまだ確定していないものもありますので、今後決まりしだい、順次、町広報紙などでお知らせします。

子ども・子育て支援新制度とは？

一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を目指して…



子育てをめぐる現状は、急速な少子化の進行、子育ての孤立感・負担感、また地域とのつながりの希薄化などにより、子育てに不安を持つ保護者が増えています。

新制度とは、こうした子育てにおけるさまざまな問題を改善するため、すべての子育て家庭（子育てをしている方すべて）への支援を行う新しい取り組みです。

国では、この新制度において以下の取り組みを掲げています。

【新制度の主な内容】

- ① 保育の場を増やし、待機児童を減らして子育てをしやすく、働きやすい社会をめざします。
- ② 幼稚園と保育所の良さをあわせもつ「認定こども園」の普及を図ります。
- ③ 地域の実情にあった子ども・子育て支援の充実に努めます。

これにより、町は地域の実情にあった子育て支援に取り組むべく現在、検討を進めています。

新制度Q&A

Q1 町内にある施設（幼稚園、保育所、保育園、幼児園、事業所内保育など）はすべて新制度へ移行するの？

A1 現在、協議を進めているところで、今後、確定次第、町広報紙などでお知らせします。

Q2 現在、町内にある施設に通っている。来年度も引き続き今の施設に通わせたい。手続きはどうすればいいの？

A2 新制度へ移行する施設を利用するには、町からの支給区分の認定を受けなければなりません。支給認定を受け、利用申請を施設ごとの手続きの流れにより行う必要があります。（新制度へ移行しない施設については今までどおりの手続きの流れとなります。）

Q3 利用者負担額（保育料、施設利用料金）はどうなるの？

A3 利用者負担額は、保護者などの所得に応じた負担（応能負担）が基本となる予定です。今後、国の基準をもとに町が設定します。利用者負担額のほか施設によっては実費徴収（送迎費、行事費、文房具等購入費）があります。

子ども・子育て支援新制度については…
内閣府ホームページ (<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/>)

問い合わせ 保健福祉課こども家庭係 ☎46-2601 (内線214・226)



新制度で何が変わるの？

「保育の必要性」の認定が必要になります！

新制度で、幼稚園（※）、保育所、保育園などを利用する場合、教育・保育の必要性に応じた支給認定を受ける必要があります。この認定は3つの区分に分かれ、区分によって利用できる施設や利用手続きが異なります。

支給認定区分	対象となる子ども	利用できる主な施設
1号認定	満3歳以上の教育を希望する子ども	幼稚園、認定こども園、子育て支援センター
2号認定	満3歳以上で保育を必要とする子ども	保育所・園、認定こども園、子育て支援センター
3号認定	満3歳未満で保育を必要とする子ども	保育所、認定こども園、地域型保育、子育て支援センター

※新制度へ移行しない幼稚園の場合はこれまでと同様に幼稚園へ直接利用手続きを行います。
※現在、町内には幼稚園、保育所、保育園、幼児園、事業所内保育などの施設があります。新制度対象施設については、今後、広報等でお知らせします。